

平成 23・24 年度  
川崎市行財政改革委員会市民部会  
活動報告書

～震災時における共助の視点からの安全・安心なまちづくり～

平成 24 年 8 月



## はじめに

「川崎市行財政改革委員会市民部会」は、行財政改革の推進に、市民の視点をこれまで以上に活かしていくという趣旨から、学識経験者などから構成される「行財政改革委員会」から分離し、平成 19 年 10 月に設置されました。川崎市の行財政改革に係る課題提案について、行政から報告を受けて意見を述べるとともに、部会として特定の課題について調査等を行う役割も担っています。

平成 23 年 8 月からスタートした第 2 期の市民部会では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以後市民の関心が高く、喫緊の課題である防災、中でも震災時の“共助”のあり方について検討を進めることとし、取組テーマを「震災時における“共助”の視点からの安全・安心なまちづくり」としました。

検討を進める中で、防災意識や防災知識に関して、市民間でかなりのギャップがあることが明らかになりました。また、“いざとなったら行政が助けてくれる”という行政への依存度が高いこともわかりました。さらに、委員自身も川崎市の防災に対する取組について、十分には理解できていないことが判明しました。そこでまず、危機管理室の職員を招き、川崎市における災害の想定や防災の取組についての情報提供を受けることからスタートしました。進行に当たっては、ブレインストーミングやワークショップの形式を用いて、活発な議論ができるよう工夫しました。また、限られた時間、回数の中で提案をまとめるために、記入シートによる意見の把握も行いました。

そのような中で委員の皆さんから共通して出てきたのは、発災後 3 日間を生き延びるためには、「いかに“共助”が重要であるかを市民に十分に理解してもらう必要がある」という意見でした。これは、東日本大震災で被害に合われた皆さんから学んだことであり、“災害に強いまち川崎”づくりを進める上で市の目指す方向とも一致するものです。

「川崎市行財政改革委員会市民部会」も第 2 期、6 年目を迎えました。

第 1 期は、より効率的な行財政運営による行財政改革を進めるための提案として、主に行政への要望を中心に提案してきました。しかし今期は、テーマが“共助”であることから、市民が発災時に担うべき役割は何かという市民の視点からの提案をまとめることができました。

行財政改革に協働の視点は欠かせないものであり、市民の理解と参加無くしてはなし得ないと考えます。これらの提案が、市民一人ひとりの防災意識の高まりと、地域防災力の向上に少しでも貢献できればさいわいです。

現委員の任期は平成 26 年 3 月 31 日まであります。これからも市民の視点から行財政改革の取組について、率直な意見を述べることで、この市民部会の存在意義を最大限に発揮し、さらにはそれを通じて、川崎の街が安心して暮らしやすい街になりますよう努力してまいりたいと思います。

川崎市行財政改革委員会市民部会長 **加藤 正巳**



# 目次

はじめに .....	1
<b>第1章 川崎市行財政改革委員会市民部会とは .....</b>	<b>4</b>
1. 平成23・24年度（平成23年8月～平成24年8月）取組テーマ	
2. 活動経過	
<b>第2章 震災時における“共助”の視点からの安全・安心なまちづくり.....</b>	<b>6</b>
1. “共助”で生き抜くための4つの課題 .....	8
課題1 情報が不足し防災意識にギャップがある	
課題2 防災ネットワーク組織が活性化していない	
課題3 防災訓練に参加する人が少ない	
課題4 備蓄倉庫の位置・備蓄物資の内容を知らない	
2. 改善の方向 .....	13
改善の方向1 危機意識を醸成する情報提供のあり方を工夫する	
改善の方向2 機動力のある組織づくり、担い手づくりを進める	
改善の方向3 誰でも身近に参加できる防災訓練を実施する	
改善の方向4 何が、どこにあるのかわかる仕組みをつくる	
3. 改善への意見・提案 .....	15
意見・提案 1-1 防災意識を向上させるための普及・啓発	
意見・提案 1-2 地域内の危険箇所・避難経路の把握	
意見・提案 1-3 災害時要援護者の把握	
意見・提案 2-1 防災ネットワーク組織の立上げ・活性化	
意見・提案 2-2 学生、民間企業、団体・機関等との協力関係の構築	
意見・提案 3-1 実践的な防災訓練の実施	
意見・提案 4-1 備蓄品の把握と定期的な点検の実施	
<b>あとがき（委員感想） .....</b>	<b>24</b>

## 【資料編】

- 1 川崎市行財政改革委員会設置要綱
- 2 委員名簿

# 第1章 川崎市行財政改革委員会市民部会とは

## 1. 平成23・24年度（平成23年8月～平成24年8月）取組テーマ

川崎市行財政改革委員会設置要綱（P26 資料編掲載）の第6条で、市民部会は、「行財政改革に係る課題について、調査活動を行うこと」が定められている。

これに基づき、平成23年8月30日（火）に開催された第1回市民部会及び10月3日（月）に開催された第1回打合せ会において、平成23・24年度取組テーマの検討を行った。

その結果

- 1 『新たな行財政改革プラン～第4次改革プラン～』のねらいでもある「将来の人口減少社会を見据えた公共サービス提供システムへの転換を図る」ために、「市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会づくり」への取組について検討する。
- 2 3・11以後市民の関心が高く、喫緊の課題でもある「防災」、とくに「震災」に関する取組について検討する。

ことが確認された。

また、市民部会という立場から、市民目線で調査・検討ができるものに絞り込むため、“発災後、行政、消防署、NPO等の公的支援が届くまでを市民だけでどう生き抜くか”を前提とし、取組テーマを「震災時における“共助”の視点からの安全・安心なまちづくり」と決定した。

### 取組テーマ

**震災時における“共助”の視点からの安全・安心なまちづくり**



## 2. 活動経過

### ①市民部会（3回）

市民部会委員と事務局、行政関係各機関が参加し、取組テーマに関する討議の進捗状況の確認、行財政改革に関わる行政施策の報告・意見交換、平成24年度予算の報告・意見交換等を行った。

### ②打合せ会（4回）

市民部会委員と事務局が参加し、ワークショップやブレインストーミングの手法を用いて、取組テーマに関する検討を行った。また、市の防災担当である危機管理室の職員を招き、川崎市の防災に関する取組について報告を受けた。



## 第2章 震災時における“共助”の視点からの

### “共助”で生き抜く4つの課題(P8)

### 改善の方向(P13)

#### 課題 1

##### 情報が不足し防災意識にギャップがある

- ・3・11 後でも、災害に対する緊迫感が薄い人がある。
- ・発災前の防災への取組の必要性が十分に伝わっていない。
- ・自分の避難場所を知らない人が多い。
- ・避難場所を知っている人でも、避難経路まで考えている人は少ない。
- ・個人情報保護の関係で、災害時の要援護者が把握できていない。また、災害時要援護者避難支援制度への登録が進んでいない。

##### 改善の方向 1

危機意識を醸成する情報提供のあり方を工夫する

#### 課題 2

##### 防災ネットワーク組織が活性化していない

- ・自主防災組織の存在が知られていない。
- ・自主防災組織の高齢化が進んでおり、いざというときに活動できない。
- ・町内会・自治会未加入者、自治会未組織の大型マンション等は自主防災組織がない。
- ・避難所運営会議、防災ネットワーク連絡会議は、組織があっても具体的な活動をしていない。
- ・民間企業、学校、NPO 法人、ボランティア団体等との連携が不十分だ。

##### 改善の方向 2

機動力のある組織づくり、担い手づくりを進める

#### 課題 3

##### 防災訓練に参加する人が少ない

- ・大型の防災訓練には、町内会・自治会関係者等決まった人しか参加しない。
- ・子育て中の母親や若者などが気軽に参加できる防災訓練がない。

##### 改善の方向 3

誰でも身近に参加できる防災訓練を実施する

#### 課題 4

##### 備蓄倉庫の位置・備蓄内容等を知らない

- ・防災倉庫がどこにあるのか知らない。
- ・防災倉庫に何が備蓄されているのか知らない。
- ・防災倉庫のカギは誰が管理しているのか知らない。いざというときに管理者が来られないこともあるのではないか。
- ・発電機など、ほとんどの人が使い慣れていないため、いざというときに使えない。

##### 改善の方向 4

何が、どこにあるのかわかる仕組みをつくる



## 改善への意見・提案(P15)

### 1-1 防災意識を向上させるための普及・啓発

- ・認知度アンケートの実施
- ・町内会・自治会の活用
- ・子どもたちへの防災教育の実施 等

### 1-2 地域内の危険箇所・避難経路の把握

- ・避難経路の確認・周知
- ・危険箇所の確認・周知 等

### 1-3 災害時要援護者の把握

- ・日ごろからのゆるやかな関係づくり
- ・災害時要援護者避難支援制度への登録の促進 等

### 2-1 防災ネットワーク組織の立上げ・活性化

- ・防災ネットワーク組織の周知
- ・ブロック分け 等

### 2-2 学生、民間企業、団体・機関等との協力関係の構築

- ・学校との連携
- ・機関・団体等の協力体制づくり 等

### 3-1 実践的な防災訓練の実施

- ・誰もが参加しやすい防災訓練
- ・防災カードの発行 等

### 4-1 備蓄品の把握と定期的な点検の実施

- ・備蓄品の明示・周知
- ・非常用持ち出し品のリスト化・持ち出し袋の用意 等

## 参考：既存の取組

- ・防災冊子「備える。かわさき」の配布
- ・職員や防災インストラクターによる出前講座の実施
- ・危機管理室、区役所等による防災フェスタ、防災シンポジウム等の開催
- ・緊急情報、地震情報、気象警報・注意報等メール配信
- ・災害時要援護者支援制度登録
- ・防災マップの作成・配布
- ・「防災ニュース」発行

- ・自主防災組織への助成金制度
- ・転入者への町内会・自治会加入促進パンフレットの配布
- ・企業向け防災冊子「川崎市防災対策ガイドブック」の配布
- ・防災協力事業所登録制度
- ・民間企業等との連絡会議

- ・川崎市総合防災訓練
- ・自主防災組織による防災訓練に対する補助制度
- ・事業所、学校等における防災訓練の実施

- ・備蓄倉庫の整備
- ・物資の備蓄
- ・他都市等との援助協定
- ・防災冊子「備える。かわさき」の配布

## 1. “共助”で生き抜くための4つの課題

川崎市ではこれまで、災害対策基本法（昭和36年法律第236号）に基づき、市域の災害予防、災害応急対策、復旧・復興等を総合的に示し防災戦略の骨格となる「川崎市地域防災計画」を策定し、川崎市における地域防災力の向上に全市をあげて取り組んできており、地震に関しては、「川崎市地域防災計画―震災対策編」（平成18年度修正）により、個別に対策を進めてきた。

また、平成20年度から21年度に実施した「川崎市地震被害想定調査」の結果を踏まえて、地震の人的被害等に対する減災目標とその達成に必要な具体的な施策と達成時期を定めた「川崎市地震防災戦略」を策定し、「地域防災計画」の実行計画と位置づけた。さらに、市民の家庭内備蓄の推進、流通在庫備蓄及び救援物資の考え方を踏まえ、“自助・共助”を基本としながら、“公助”として備蓄する物資の交付対象者、備蓄品目、備蓄量を定めた「川崎市備蓄計画」を策定するなど、災害に強いまちづくりを目指して、さまざまな施策に取り組んできた。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、これまでの想定地震を見直し、人的被害及び経済的被害を改めて検証する必要性が生じ、「川崎市地域防災計画―震災対策編」の見直しに取り組んだ。

また市民においても、一人ひとりが日ごろから震災に備え、自らの身は自ら守り、その上でお互いに助け合う“自助・共助”の重要性を痛感することとなった。とくに、発災直後の行政や消防等“公助”が届くまでを生き抜くためには、“共助”が不可欠であることが再認識された。

その一方、市民部会では、川崎市の防災の取組および“共助”の必要性について、まだ十分に理解されているとはいいがたく、その関心度には市民間で大きなギャップがあるという意見が出された。また近い将来、首都直下型地震発生の確率が高まる中、早急に“共助”の視点からの安全・安心なまちづくりを推進することで、委員の意見が一致した。

「震災時における“共助”の視点からの安全・安心なまちづくり」を推進する上の主な課題として、次の4つがあげられた。

## 課題 1 情報が不足し防災意識にギャップがある

### □市民に必要な情報が届いていない

川崎市では、防災に対する啓発冊子として「備える。かわさき」の発行、職員や防災インストラクターによる「ぼうさい出前講座」の開催、防災フェアや防災シンポジウムの開催など、防災意識の向上に向けたさまざまな取組を行っている。しかし委員からは、冊子を見たことがない、PR 不足により参加者が少ないなどの意見があり、市民一人ひとりに必要な情報が十分に届いていないことが明らかになった。

また、防災は喫緊の課題であるにも関わらず、市民意識は人によって大きなギャップがある。さらに、災害時の避難場所、避難経路を知らない市民がいるなど、市民自身の防災意識が欠如しており、災害に対する危機意識を高めることが課題となっている。

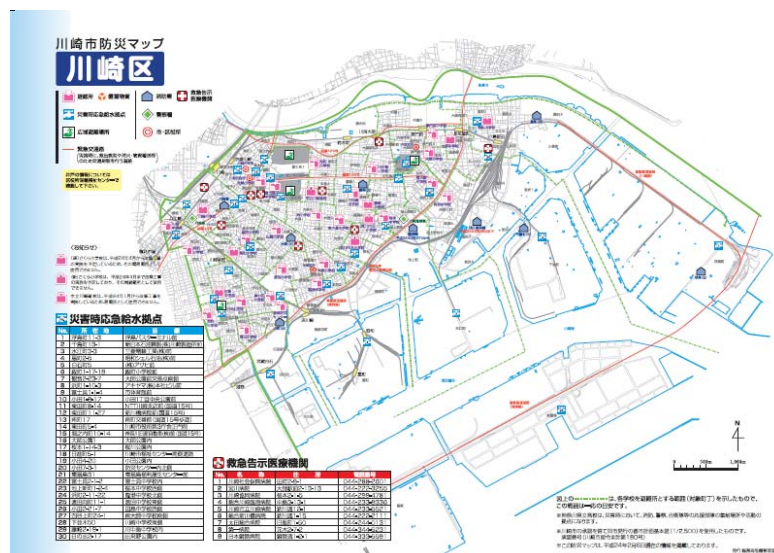
### □市民の情報が把握できていない

川崎市では、災害時要援護者避難支援制度を導入し、災害時に何らかの支援が必要な高齢者等の情報を把握するなど、発災時に向けたさまざまな情報の収集を行っている。しかし、この制度自体が知られていないことに加え、個人情報保護の問題等で登録者が思うように増えていない。

高齢者の情報把握はもちろん、発災時に支援を必要とするさまざまな市民の情報を把握することが課題である。

### 【委員意見】

- ・ 阪神・淡路大震災以後今回の東日本大震災までに何度も地震が起きているが、災害を身近に感じている人は少ない。
- ・ プライバシーの問題等で、災害時要援護者避難支援制度への登録が進んでいない。
- ・ 災害時要援護者避難支援制度の情報は、誰が把握し、管理するのか。一人の人が把握していても、いざというときに役立たない。まず、地域に暮らす人同士が顔見知りになる、ゆるやかな情報把握が必要だ。
- ・ 自分の避難場所がどこか知らない人が多くいる。なぜ知らないのか、伝わっていないのかを調べる必要がある。



## 課題2 防災ネットワーク組織が活性化していない

### □地域の防災組織が知られていない、活動していない

“共助”の組織として、町内会・自治会を中心とした**自主防災組織**、各避難所（小・中学校）を単位とした**避難所運営会議**、**地域防災拠点**（中学校区）には**防災ネットワーク連絡会議**が設置されている。しかし各組織は認知度が低く、また組織化はされていても、発災時に備えた実際的な活動をしている組織は少ないことが指摘された。さらに、町内会・自治会に加入していない人、自治会が設置されていない大型マンション等もあり、自主防災組織に参加していない人が存在している。

各組織の組織率、加入率を高めることはもちろん、発災時に実際に活動ができる組織に育てることが課題である。

### □各種団体・組織との連携が取られていない

また、災害が発生する時間帯によっては、地域に住民がいないことも想定されるため、地域の住民以外の大学生やサラリーマンを含めた組織づくりが課題である。

川崎市では現在、**防災協力事業所登録制度**への登録を進めている。この制度を広く知ってもらい協力事業所を増やすとともに、事業所以外の団体・組織等との連携を推進する必要がある。

### 【委員意見】

- ・ 共助の基本となる自主防災組織について、市民が知らない。
- ・ 自主防災組織に対する助成制度を市民は知らない。
- ・ 自主防災組織は、メンバーの高齢化が進んでいる。
- ・ 市内の北部地域は新しい住民が多く、町内会・自治会への加入率が低いため、自主防災組織の組織率が低い。
- ・ 町内会・自治会の活動は、班を離れるとわからない。
- ・ 自主防災組織、避難所運営会議等組織はあるが、発災時に動けるような実際的な訓練ができていないのか、想定シナリオ通りに動けるのか疑問だ。
- ・ 発災の時間によっては、地域には子どもと女性、高齢者しか残っていないこともある。地域以外の人たちを、防災にどう巻き込めるか。
- ・ 出前講座の講師まで担当する防災インストラクターはハードルが高すぎる。宮前区の防災推進委員のように、自身の団体等で活動する程度が良い。
- ・ 市民が防災講座を開くには、資料代や交通費がかかる。自主防災組織ではない団体も含めて、助成制度が充実すると良い。
- ・ 防災協力事業所登録制度に登録しているのは現在 36 社ということだが、もっと多くに登録してもらいたい。



### 課題3 防災訓練に参加する人が少ない

#### □大規模防災訓練への参加者が少ない

全市的に開催される総合防災訓練は、起震車などが出動する大掛かりのもので緊迫感がある反面、開催される会場が限定されるため、一般の人がなかなか参加できない。また、防災訓練への参加者が、町内会の役員や防災担当者等に割り当てられるなど、一部形骸化している面もあり、**開催日時、会場の見直し、広報の充実**等が課題である。

#### □身近な訓練が少ない

一時避難所の公園などを会場とした、自主防災組織単位の訓練は、現在あまり実施されていない。子どもや高齢者、また子育て中の母親など、誰もが気軽に参加し、防災に関する基礎知識や発災時の避難方法等を学ぶ、**実態に即した防災訓練の開催**が課題となっている。

#### 【委員意見】

- ・ 防災訓練に参加するのは町内会・自治会の役員等が多く、一般の人はあまり参加していない。
- ・ 九都県市の防災訓練は、ヘリコプターなども来て大掛かりだが、会場の規模からか、町内会・自治会の防災担当等組織の人しか参加していない。
- ・ 防災訓練に自主的に参加するほどには意識がない。
- ・ 大型マンションでは、毎年独自に防災訓練をしているところもある。
- ・ 大型の防災訓練は、防災の日（9月1日）に開催することが多く、働いている人は参加できない。



高津区で開催された「親子防災教室」

## 課題4 備蓄倉庫の位置・備蓄物資の内容を知らない

### □備蓄品倉庫の位置や内容を知らない

備蓄倉庫は、防災拠点である各中学校に整備されている。また、町内会・自治会やマンション等が独自に備蓄倉庫を整備している場合もある。さらに東日本大震災を受け、最近では小学校の空き教室での備蓄を進め、発災時に備えている。しかし実際には、**備蓄倉庫の位置や備蓄品の内容を知らない市民が多い。**

また、市が備蓄する食糧は、**各家庭での三日間分の食糧の確保が前提**となっており、市民全員に行き渡る量は確保されていないが、その情報が市民には周知されていないことも課題である。

### □備蓄品の配付方法や資機材の使い方が分からない

備蓄倉庫のカギの管理をはじめ、発災時に誰が、どのような基準で備蓄品を配付するかが不明確である。さらに、防災器材に関しては、日常的に使い慣れていないと、いざという時に使用できない。

**備蓄品の維持・管理、配付方法等の確立、資・機材の定期的な点検、使用方法の確認等**が課題となっている。

### 【委員意見】

- ・ 一般の人たちは、どこに、何が、どのくらい備蓄されているのかを知らない。
- ・ 備蓄倉庫の食糧は量が限られており、全員には行き届かないことを市民は知らない。まず三日間は、各家庭で食糧を確保することを知らず、避難所に行けば何とかなると思っている。
- ・ 交通の遮断などを考えると、一箇所にとめて備蓄するよりも、数箇所に分けて備蓄した方が良いのではないか。
- ・ ほとんどの人が備蓄倉庫の管理を誰が行っているのか、また発災時に誰が配付等を指揮するのかわからない。
- ・ 防災施設や備蓄の場所がわかっても、それを活用するソフトがきちんと整備されているかが大きな課題だ。
- ・ チェーンソーや発電機等の器材は、使い慣れていないといざというときに使えない。
- ・ 帰宅困難者等の避難を想定した時に、今の備蓄量で足りるのか疑問だ。
- ・ マンションや町内会・自治会でも備蓄倉庫があるが、行政はその情報を把握していない。そういった備蓄倉庫の情報を集めることも必要だ。

## 2. 改善の方向

“共助”で生き抜くための4つの課題を改善するために、4つの方向が確認された。

### 課題1 情報が不足し防災意識にギャップがある

#### ⇒改善の方向1 危機意識を醸成する情報提供のあり方を工夫する

- 防災に対する危機意識を高め、“共助”の必要性が伝わる情報提供のあり方を工夫する。
- 危機意識を高めることにより、災害時要援護者避難支援制度への登録を推進する。

#### 【委員意見】

- ・ 小学校で災害について議論するなど、子どもの頃から防災についての意識を高めるとともに、家庭で議論してもらうことで波及効果を高める。
- ・ 地域に住む人が日ごろから顔見知りになり、情報を把握できる環境風土にする。
- ・ 縦割り行政の中で、他の部局の広報内容を知らない。防災に関しては、関連部局が連携し、組織を横断した情報提供が必要だ。

### 課題2 防災ネットワーク組織が活性化していない

#### ⇒改善の方向2 機動力のある組織づくり、担い手づくりを進める

- 防災ネットワークの組織率、加入率を高めることはもちろん、発災時に機動的に動ける組織づくりを進める。
- 中学生、高校生等、若い人たちの防災に対する意識を高めるとともに、いざというときに担い手となって活躍できる仕組みをつくる。
- 地域住民以外の大学生やサラリーマンなどが、防災活動に関する仕組みをつくる。
- “共助”の必要性を手軽に、広くアピールする場の設定と、講師となる人材を育成する。

#### 【委員意見】

- ・ 地域の核になる人を大勢育てることで、その人を中心にネットワークができる。
- ・ 災害時のことを考えると、町内会・自治会に入った方が良いですよという形で、勧められると入りやすいのではないか。
- ・ 社会福祉協議会やアマチュアの無線グループ等、現在防災活動に取り組んでいる団体・機関、ボランティア等と市が一緒になり、市民を巻き込む方向で取り組む。
- ・ 昼間の災害に備えて、地域住民以外の学生やサラリーマン等も含めた防災組織づくりに取り組む。

### 課題3 防災訓練に参加する人が少ない

#### ⇒改善の方向3 誰でも身近に参加できる防災訓練を実施する

- 大規模な防災訓練に、一般の人たちがより多く参加する広報・工夫をする。
- 身近な場所で、誰もが気軽に参加でき、いざという時に役に立つ防災訓練を実施する。

#### 【委員意見】

- ・ 高津区では町内にある公園で親子防災教室を開催した。気軽に防災について学べる機会がより多くあると良い。
- ・ 昼と夜、平日と休日など、防災訓練もいくつかのパターンに分けて実施する必要がある。

### 課題4 備蓄倉庫の位置・備蓄物資の内容を知らない

#### ⇒改善の方向4 何が、どこにあるのかわかる仕組みをつくる

- 何が、どこに、どのように備蓄されているのかわかる仕組みをつくる。
- 地域の実情に応じた備蓄ができるよう、備蓄品の内容を確認する。
- いざという時に困らないように、器材等を定期的に点検する仕組みをつくる。
- 平常時のカギの管理方法、発災時の備蓄品の配付方法等管理体制を整える。

#### 【委員意見】

- ・ 行政は、備蓄倉庫の位置・物資の内容をもっと積極的に周知する必要がある。
- ・ 部分的に被害が発生した場合には、他の防災拠点から物資を供給する必要もある。
- ・ 備蓄物資が実際に使えるものになるような管理体制を整える必要がある。



### 3. 改善への意見・提案

解決すべき課題、改善の方向に沿った、改善策に関する具体的な意見・提案が出された。主なものを集約すると以下の7つにまとめられた。

<b>課題 1</b>	<b>改善の方向 1</b>
情報が不足し防災意識にギャップがある	危機意識を醸成する情報提供のあり方を工夫する

#### 意見・提案 1-1 防災意識を向上させるための普及・啓発

アンケートを実施することにより、市の防災に関する取組の認知度を把握するとともに、市民一人ひとりが震災に対する危機意識を持ち、“自助”、“共助”、“公助”の役割とその必要性について理解できるよう、さまざまな場や機会を活用して情報を発信する。とくに、子どもの頃から防災に対する意識を持ってもらえるよう、小・中学校での防災教育を実施する。

また、個々に情報を発信することに加え、集中的に防災に関する情報を発信し、市全域で防災に取り組む、防災強調月間等を設定する。

##### 【委員意見】

＜認知度アンケートの実施＞ \*p19に参考資料としてアンケート案を掲載

- ・各家庭及び事業所に対してアンケートを実施し、市が行なっている取組についての認知度を把握する。

＜町内会・自治会の活用＞

- ・町内会・自治会の班単位で防災に関する話し合いを行い、防災指導員を派遣するなど身近なところから啓発する。
- ・町内会・自治会活動やまちづくり活動などを、「安全・安心」の視点で見直しを行う。

＜子どもたちへの防災教育の実施＞

- ・学校で災害が起きたときにどうしたら良いかを議論してもらうことで、家庭でも話題になり、波及効果が期待できる。
- ・総合学習の時間に防災教育を取入れ、父兄参観も行うなどして、親子で学び認識を深める機会をつくる。
- ・備蓄倉庫が設置されている学校では、発災時の拠点として平時から防災について周知徹底させる。
- ・子ども向けの防災出前講座をもっと積極的に開催する。
- ・子ども向け防災すごろくなどを作成し、楽しみながら防災について学べるようにする。

#### <防災講座講師の育成>

- ・市の防災インストラクターよりも簡易な防災に関する講師を養成し、各地で人を集めて防災講座を開催する。
- ・防災講座の講師には、少なくとも交通費と資料代程度の経費を出す仕組みをつくる。
- ・市内で活動している NPO 団体やまちづくりボランティア活動団体等に、防災講座を受けることを義務付ける。

#### <既存イベント等の活用>

- ・防災のイベントに限らず、市民活動フェア、区民祭などさまざまな機会を活用して、防災の必要性をアピールする。

#### <講演会・シンポジウムの開催>

- ・災害は地域により差があるので、どのような災害が起きるかを各区で想定し、対策を研究する。その結果を踏まえ、講演会やシンポジウムなどを企画する。
- ・被災者の生の体験を聞かせてもらうことも有効だ。

#### <防災強調月間の設定>

- ・企業や商店でのポスターの展示や、FM かわさきを使った訓練、災害情報メールの一斉配信、学校での防災教育など、市内全域で重層的に取り組む防災強調月間を開催する。

### ■参考 防災出前講座の概要

○この出前講座は、市が行う防災対策の説明や、各個人・家庭でできる防災対策の解説等を行い、防災に対する理解と関心を深め、防災意識の高揚と地域の防災力向上を図ることを目的としています。

○講座の内容は、基本的に**防災の一般的な知識**についての説明になります。内容については、次のとおりです。

#### ◇ ぼうさい出前講座の主な内容

- ・地震発生メカニズム
- ・阪神淡路大震災を始めとする過去の震災から教訓を学ぶ。
- ・地震発生時の10箇条
- ・日頃の備え、家の安全対策、備蓄品・非常持出袋
- ・地域で協力し合うことの重要性
- ・災害時に正しい情報を得る手段
- ・避難するときの注意事項
- ・台風や集中豪雨の基礎知識（風水害での注意事項）

○講師は、市の職員又は「防災インストラクター」です。

○出前講座では、質疑等を通して、各種のニーズ把握や情報交換に努め、施策の立案や改良等にも反映させたいと考えております。

○日頃の疑問を解決していただくなど、お役立ていただければ幸いです。

## 意見・提案 1-2 地域内の危険箇所・避難経路の把握

防災訓練等で実際に避難経路を確認するとともに、町内会・自治会の掲示板を活用した避難経路の周知や、避難経路に誘導標識を設置するなど、いざという時にも安全に避難できる仕組みをつくる。

また、まちづくり組織や学校等で地域内の危険箇所や給水ポイント、臨時公衆電話設置場所等を確認・把握する。

### 【委員意見】

#### <避難経路の確認・周知>

- ・防災訓練を実施する際に、実際に避難経路を歩く。
- ・町内の掲示板に避難場所・避難経路を常時掲示する。
- ・避難経路に誘導標識を設置する。
- ・携帯のナビは震災時には使えないので、日頃から自分の避難経路を確認する。
- ・認知度アンケート（p19参照）とあわせて、保存用のハザードマップを各戸に配布する。
- ・デマに惑わされず、正確な情報で状況判断することを日頃から心がける。

#### <危険箇所の確認・周知>

- ・危険箇所の確認を夏休みの宿題に組み込み、子どもたち自身で危険箇所を確認する。そして、その結果を区ごとにまとめておく。
- ・各区のまちづくり組織で、危険箇所を洗い出す。

#### <重点地域の設定>

- ・市内の過密地や古い町等を特定地域と位置づけ、重点的に具体的な対応をする。

## 意見・提案 1-3 災害時要援護者の把握

災害時要援護者避難支援制度への登録の必要性を理解してもらい、登録者数を増やす。また、日常的なコミュニティ活動の中で、ゆるやかな交流を進めることにより、高齢者以外にも災害時に支援の必要な人たちの情報を把握する。

また、災害時に集めた個人情報をも有効に活用できる仕組みを作る。

### 【委員意見】

#### <日ごろからのゆるやかな関係づくり>

- ・地域に住んでいる人同士が顔見知りになり、情報を把握できる環境風土にする。
- ・子育て中のお母さんや一人暮らしの高齢者など、いろいろな人が、日常的に地域の中でゆるやかな関係をつくり顔見知りになる。

#### <災害時要援護者避難支援制度への登録の促進>

- ・町内会・自治会等を通じて、資料を配付する。
- ・発災時の支援活動円滑化のため、強制的にでも事前登録を勧める。
- ・地域住民の義務として、民生委員から要援護者に届出の勧奨を行う。
- ・町内会・自治会への加入を促進するとともに、未加入のマンション等については理事会等を通じて、安否確認ができる体制づくりを要請する。

#### <情報の管理>

- ・民生委員、町内会・自治会の班長、隣近所等で、誰が情報を共有し、責任を持って管理するのかを議論する。
- ・強制するのではなく、個人のプライバシーに配慮して登録を進めるべき。

#### <要援護者家庭の識別>

- ・要援護者の届出をしている居住者が在宅する家庭には、識別マークを配布する。
- ・個人情報等の理由で促進が遅いとしても、さまざまな機会を捉えた啓発と介護業者等との連携を図り、登録を促進する。

## 参 考

### 認知度アンケート（案）

・防災冊子「備える。かわさき」の発行	知っている・知らない
・防災インストラクターによる出前講座の実施	知っている・知らない
・危機管理室、区役所等による防災フェスタ、防災シンポジウムの開催	知っている・知らない
・緊急情報、地震情報、気象警報、注意報等メール配信	知っている・知らない
・災害時要援護者支援制度登録	知っている・知らない
・防災マップの作成・配布	知っている・知らない
・「防災ニュース」発行（宮前区）	知っている・知らない
・自主防災組織への助成金制度	知っている・知らない
・転入者への町会・自治会加入促進パンフレットの配布	知っている・知らない
・防災事業者登録制度	知っている・知らない
・民間企業等との連絡会議（高津区）	知っている・知らない
・川崎市合同防災訓練の実施	知っている・知らない
・備蓄倉庫の登録	知っている・知らない
・備蓄品の量と各家庭での三日間の備蓄が前提であること	知っている・知らない

※アンケート用紙には

- 自由記入欄を設ける。
- 市民が知りたい内容や情報の開示している場所・連絡先等を明記。
- 防災ネットワーク組織を説明し参加募集も記載。
- 災害要援護者の把握をご協力いただけるようにアピールする。

<b>課題 2</b>	<b>改善の方向 2</b>
防災ネットワーク組織が活性化していない	機動力のある組織づくり、担い手づくりを進める

## 意見・提案 2-1 防災ネットワーク組織の立上げ・活性化

組織図の掲示や活動の「見える化」を図り、既存の防災ネットワーク組織の存在を広く市民に周知するとともに、自主防災組織に未加入の人たちに、自主防災組織の役割と加入の必要性を理解するよう広報する。また、自主防災組織が未組織の大型マンション等に対しても、その必要性をアピールし、早急に立上げるよう呼びかける。

避難所運営会議、防災ネットワーク連絡会議については、平常時からの連携の必要性をアピールし、定期的な会議の開催を促す。

**【委員意見】**

＜防災ネットワーク組織の周知＞

- ・町内会館等に自主防災組織、学校の体育館に避難所運営会議等、各避難所や拠点となる場所に、組織図を掲示する。
- ・組織の活動を「見える化」する。
- ・地域行事（例：盆踊り等）を活用して住民に広報・周知する。

＜ブロック分け＞

- ・町内会・自治会よりも小さくブロック分けした共助の単位をつくり、さらに各ブロックの代表者でネットワークをつくる。

＜防災ネットワーク組織の活性化＞

- ・各組織の連絡会議を定期的に行い、団体同士での連絡の取り方を訓練する。
- ・停電時に、インターネットやFAX、携帯メールがどのように利用できるかをシミュレーションする。
- ・防災ネットワーク組織を担う中核要員を形成する。
- ・各組織（公～民）間の交流の方法を想定する。

## 意見・提案 2-2 学生、民間企業、団体・機関等との協力関係の構築

大学、民間企業、団体・機関等との協力関係の必要性を理解してもらうとともに、それぞれの役割・機能を明確にし、ネットワークを構築する。

また、東日本や阪神淡路等被災地の行政職員、団体・グループ等と連携を図り、災害時に必要な情報を把握する。

### 【委員意見】

#### ＜学校との連携＞

- ・川崎市北部は大学・高校が多数あり、すでに連携しているはず。若い力に期待する。
- ・学生は修学が主であり、短期間にいかに有効な担い手となるかがポイントとなる。学生にも、そのことを十分に認識してもらう。

#### ＜機関・団体等の協力体制づくり＞

- ・ネットワーク組織を立上げているアマチュア無線のグループや、災害が起きやすい地域を調査している団体もある。こうしたボランティア団体を後押しすると、情報発信もマルチになる。
- ・市内の防災関係のNPO法人などと、防災のあり方と進め方について議論する。
- ・町内会・自治会で、消防署職員の指導による消火器の使い方、起震車での体験をするなど、各機関を利用した協力態勢をつくる。
- ・市内の防災関係の団体と行政機関でネットワークをつくり、災害発生時のそれぞれの役割・機能を明確にする。ただし、災害発生時に活動しやすいよう、各団体が個別で活動できるような役割にする。

#### ＜町内会レベルでの事業所情報の共有＞

- ・町内会・自治会に立地する事業所に、事業所内の防災体制を公表してもらい、広報で住民に伝える。

#### ＜優遇措置による協力関係の構築＞

- ・避難先として協定したマンションには助成等の優遇措置を講ずる。
- ・学生には学費の助成、企業には税制の優遇、団体・NPOには活動助成を適用するなど、の仕組みをつくる。それによりネットワークを確実なものとする。

#### ＜他地域との協力関係＞

- ・東日本大震災及び阪神・淡路大震災の被災地の行政の協力のもと、災害時の被害想定を行う。
- ・自助、共助、公助それぞれの対処について、他の地域の経験者を招き、地域のキーマンを養成する。
- ・市民が被災地でボランティア活動に参加できるような情報を提供する。
- ・NPO 団体と協力し、傾聴ボランティアなどのキャラバン隊を送り出す。

課題 3	改善の方向 3
防災訓練に参加する人が少ない	誰でも身近に参加できる防災訓練を実施する

### 意見・提案 3-1 実践的な防災訓練の実施

全市的な大規模な防災訓練に加え、開催日時、開催場所等を考慮し、誰でも気軽に参加できる、実践的な防災訓練を実施する。

また、ポイント制の導入など、防災訓練への参加者を増やす工夫をする。

**【委員意見】**

＜誰もが参加しやすい防災訓練＞

- ・ 防災訓練の回数を増やし、地道に地域住民の参加を促す。
- ・ 昼間に仕事をしている人でも参加しやすいよう、土日を利用した防災訓練をする。
- ・ 市の統一訓練では参加に限られる。区単位など小規模で行うことで参加しやすくする。
- ・ 子どもや高齢者など、さまざまな人が参加できる仕組みを検討する。
- ・ 子どもが参加すれば親も参加するので、小学校にある「おやじの会」などとの連携も検討する。
- ・ 防災の日などに、町内会・自治会の呼びかけで班ごとに実施する。
- ・ 実際に体験する方が身に着くので、体験型の訓練にする。

＜防災カードの発行＞

- ・ 家庭毎に「(仮称)防災カード」を発行し、防災訓練や備蓄倉庫見学に参加する毎にポイントがもらえるようにする。集まったポイントは、防災備品の割引や地元商店等を利用する際に何らかの優遇措置を受けられることで、訓練への参加者を増やす。

＜事業所の避難訓練への一般住民の参加＞

- ・ 防災協力事業所登録制度を広報してより多くの事業所の協力を得、市民の安心度を高める。
- ・ 登録事業所で災害訓練を行う際に、一般の住民も参加できるようにする。

＜中核となる要員の訓練実施＞

- ・ 各防災組織の中核要員が訓練されていれば問題ない。

＜FMかわさきの災害時情報源化＞

- ・ 的確な情報発信源である「FMかわさき」で、定期的に出力をアップした試験放送を行い、発災時の情報源として周知する。

＜防災訓練以外の取組＞

- ・ 近隣の人と、緊急時の連絡先を共有する。
- ・ 全国から、支援ボランティアの登録を募っておく。



<b>課題 4</b> <b>備蓄倉庫の位置・備蓄物資の内容を知らない</b>	<b>改善の方向 4</b> <b>何が、どこにあるのかわかる仕組みをつくる</b>
--	---

**意見・提案 4-1 備蓄品の把握と定期的な点検の実施**

防災ネットワーク組織単位で、備蓄倉庫の位置と備蓄品の内容を確認する。また、公設の備蓄倉庫以外に、町内会・自治会、学校、事業所等の備蓄倉庫の位置と備蓄品の内容を把握する。

**【委員意見】**

＜備蓄品の明示・周知＞

- ・備蓄倉庫に備蓄されているものを明示する。
- ・備蓄倉庫の備蓄品は災害弱者への対応を基本としており、各家庭での備蓄を前提としていることを周知する。
- ・防災意識の高いマンション等では、自治会が未組織でも独自に備蓄倉庫を持っている。町内会・自治会にも、備蓄倉庫があり、資・機材を備蓄している。これらの倉庫と公的な倉庫を連携する。
- ・コンビニなども含めた商店との細やかな連携をはかる。

＜非常用持ち出し品のリスト化・持ち出し袋の用意＞

- ・いざ避難が必要となったときにあわてないように、持ち物リストを作成し貼っておく。
- ・家庭や学校などで、何を備蓄しているのかをリスト化し、“共助”として何を備蓄したら良いのかを検討する。
- ・防災パンフレットには、町内会・自治会等の防災組織で準備するものと、各家庭で準備するものを分けて記載するなど、実現可能な内容にする。
- ・防災フェアなどで備蓄品の展示はしているが、その場で買うことができないので、取り扱っている商店などを紹介する。

＜備蓄倉庫の鍵の管理＞

- ・鍵所持者に事故あった場合などに開錠できないことが考えられるため、備蓄倉庫の鍵をダイヤルロック方式のものとし、数名でナンバーを管理する。

＜備蓄倉庫の位置と水害対策＞

- ・防災ネットワーク組織や避難所運営会議単位で、備蓄倉庫の位置と備蓄品の内容を確認する。
- ・賞味期限が迫った備蓄品については、避難訓練などで配付するのではなく、備蓄倉庫まで取りに来てもらうことで、倉庫の場所や備蓄品の内容を知ってもらう。
- ・洪水や高潮で備蓄倉庫が被災しないか、各倉庫を再点検し不適當な施設は改修・改築、あるいは移設を行う。

## あとがき

### □井上 早苗

今年度の行財政改革委員会市民部会の検討議題は、昨年3・11の東北大震災を受けて適時であったと思います。皆、真剣に考え準備するようになりました。今までは甘く考えて公助を当てにしておりましたが、自分の命は自分で守るために、個々で責任を持って行動すること、自助、共助、公助の取組をはっきりと認識し、確実に起こるであろう大震災に備えて3日間の自助と、日ごろからの地域力を活かした共助が大切と再確認いたしました。

### □井上 竹夫

3・11東日本震災は、万全と思われた構築物も一瞬にして破壊してしまう想像を超えた悲惨な現場を目にしました。この大震災が発生した年に当部会へ公募委員で参画する機会を得られ、数あるテーマより「防災に関する取組」に絞り、部会員と共に討議してまいりました。究極は日頃から家庭での災害時の備えや避難路の確認および近隣住民との協力を怠らないことが大切であります。行政における防災対策は相当に実施されているが、大規模震災では限界があることも周知させなければならないと思います。

自助・共助・公助が連携した「安全・安心・健康」で暮らせる川崎市であることを願うところです。

### □加藤 正巳

安全・安心を考える良い機会を頂きました。そして、川崎市の取り組みと私を含め各委員の意見を間近で聴く機会に触れ、防災、防火の対応策構築の難しさを実感しました。その一方で、一人の行動が二人、三人と広がり大きな力になる事実も確認出来ました。在るべき姿の全体イメージすることは難しいとは思いますが、今回この活動報告に参加した一人として「自助」「共助」の輪に先ず飛び込みます。

そして、地域で用意した防災備品を定期的に確認するためにも、年一回の防災訓練の継続をする働き掛けを行います。徒労感をいとわず付加価値を付け発信し続けることが基本と思います。

### □田村 精一

3月11日の大震災によって、われわれ日本人は自然災害の恐ろしさを改めて感じさせられました。そして災害に対する日ごろからの対策がいかに大切であるかということをも痛切に感じたはずで。

しかしながら残念なことに、川崎などのさまざまな大都市においてはその対策はまだ不十分であり、ことに“共助”と言う視点で見れば問題は山積しています。その事実を忘れずに、少しずつでも解決していくことが大切であると考えます。

## □殿村 陽子

防災訓練、備品倉庫の場所、物資の内容、防災冊子、防災ニュース等設備等は整っているのですが、市民の皆さんには知らない人が多いときに、インターネットをやらない一人暮らしの高齢者にはどのように知らせればいいのかと思いました。

## □森 正昭

大災害が起きたとき、まずは自助、共助、そして公助と言われています。ところが、自助は当然として、共助が自分の住む地域でどのように構築できるかを考えたこともありませんでした。防災意識が高まっているこの時期に、川崎市内の広い地域で、共助の視点から地域の課題を探り、地域発の活動を起こしていくことは、これからの活力ある地域社会づくりのきっかけになると感じています。

一方、岩手県宮古市の被災地では、立派な堤防を信じていたために避難が遅れたという多数の声と、これだけの大地震だからすぐに避難したという少数の声を聞きました。このようなときには、行政に頼らず、自身や地域の判断を優先するような風土も必要だと感じました。

## □山越 恭子

この度の市民部会に参加させていただき、部会の皆さまの活発なご意見を伺い大変参考になり、誠に有意義に過ごすことができました。

未曾有に起きうる震災等に備えて、日ごろの心構えや備蓄の確保、地域社会との連携や人とのつながりの大切さを改めて痛感いたしました。

「備えあれば憂いなし」という言葉の通り、実践していきたいと存じます。

## □山田 紘司

昨年かつてない大災害（地震、津波、原発大事故）に我国は見舞われました。防災対策は、中身はもとより如何に継続されるものか、を主眼点に取組みたいと思ってきましたが、果たしてそこまで行けたか疑問です。

しかし、今日までの調査検討結果（完璧とは言えないが）が行政と住民相互に実現化されることを念じます。

## 【資料編】

### 1. 川崎市行財政改革委員会設置要綱

#### 川崎市行財政改革委員会設置要綱

##### (目的及び設置)

第1条 行財政改革の着実な推進を図るために、改革について意見を聴くことを目的として、川崎市行財政改革委員会（以下「委員会」という。）を置く。

##### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市の行財政改革のあり方等について意見を述べること。
- (2) 行財政改革プランに基づく改革の進捗状況について報告を受け、意見を述べること。

##### (構成)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって構成する。

- 2 委員は、市民代表及び学識経験等を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は3年以内とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

##### (座長及び副座長)

第4条 委員会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副座長は、座長の指名する委員とする。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

##### (委員会の招集)

第5条 委員会は、必要に応じて市長が召集する。

##### (部会)

第6条 委員会に、市民部会を置き、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行財政改革に係る課題について、意見を述べること。
- (2) 行財政改革に係る課題について、調査活動を行うこと。
- 2 市民部会は、委員10人以内をもって構成する。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、第1項に掲げる部会以外の部会を置くことができる。
- 4 市民部会に属する委員は、市民のうちから市長が委嘱する。第1項に掲げる部会以外の部会に属す

る委員は、市長が委嘱する。

- 5 部会に属する委員の任期は、委員会の委員の任期の範囲内で市長が定めるものとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 第4条第1項から第3項まで、第5条及び第7条の規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会」と、「座長及び副座長」とあり、及び「座長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 7 部会は、調査活動を行った結果を委員会に報告するものとする。

(関係者の出席)

第7条 委員会において、必要があると認めた場合は、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、座長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年9月10日から施行する。  
(川崎新時代・行財政システム改革懇談会設置要綱の廃止)
- 2 川崎新時代・行財政システム改革懇談会設置要綱(平成6年川総行第4号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月6日から施行する。

## 2. 委員名簿

### 川崎市行財政改革委員会市民部会委員名簿 (五十音順)

(平成 23 年 8 月 30 日現在)

委員名	役職等	備考
いの うえ さ なえ 井 上 早 苗	川崎市地域女性連絡協議会会長	
いの うえ たけ お 井 上 竹 夫	市民公募	
か とう まさ み 加 藤 正 巳	市民公募	部会長
た むら せい いち 田 村 精 一	多摩区商店街連合会	
との むら よう こ 殿 村 陽 子	川崎市消費者の会副会長	
もり まさ あき 森 正 昭	市民公募	
やま こし きょう こ 山 越 恭 子	国際ソロプチミスト川崎元会長	
やま だ こう じ 山 田 紘 司	市民公募	

**平成 23・24 年度川崎市行財政改革委員会市民部会  
活動報告書  
～震災時における共助の視点からの安全・安心なまちづくり～**

- 発行年月 平成 24 年 8 月
- 発行 川崎市行財政改革委員会市民部会
- 編集 株式会社カイト